

官報

号外 昭和二十六年六月二日

○第十回 衆議院會議録 第四十五号

昭和二十六年六月一日(金曜日)

議事日程 第四十四号

午後一時開議

第一 土地收用法案(参議院提出)

第二 土地收用法施行法案(参議院提出)

●本日の会議に付した事件

日本放送協会経営委員会委員任命

につき同意の件

日釋第一 土地收用法案(参議院提出)

日釋第二 土地收用法施行法案(参議院提出)

高法の一部を改正する法律の施行

に伴う銀行法等の金融関係法律

の整理に関する法律案(内閣提

出)

午後二時五分開議

○議長(林正治君) これより会議を開

きます。

○議長(林正治君) お諮りいたしま

す。内閣から、日本放送協会経営委員

会委員に大原總一郎君、宇野親美君、

西原太郎君を任命するため本院の同意

を得たことの中出がありました。右申

出の通り同意を與えるに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林正治君) 起立多数。よつて

同意を與えるに決しました。

第一 土地收用法案(参議院提出)

第一 土地收用法施行法案(参議

院提出)

○議長(林正治君) 日釋第一、土地收

用法案、日釋第二、土地收用法施行法

案、右兩案を一括して議題といたしま

す。委員長の報告を求めます。建設委

員会理事内海安吉君。

土地收用法案

土地收用法

目次

第一章 総則(第一條 第十條)

第二章 事業の準備(第十一條 第十五條)

第三章 事業の認定(第十六條 第三十條)

第四章 収用又は使用の手續

第一節 土地種目の公告及び協

議(第三十一條 第四十一條)

第二節 収用委員会の裁決(第

四十二條 第五十條)

第五章 収用委員会

第一節 組織及び権限(第五十

一條 第五十九條)

第二節 会議及び審理(第六十

條 第六十七條)

第六章 損失の補償

第一節 収用又は使用に因る損

失の補償(第六十八

條 第九十條)

第二節 測量、事業の廃止等に

因る損失の補償(第九

十一條 第九十四條)

第七章 収用又は使用の効果(第

九十五條 第一百七條)

第八章 収用又は使用に関する特

別手續

第一節 収用委員会の調停(第

百八條 第一百十五條)

第二節 協議の確認(第一百十六

條 第二百二十一條)

第三節 緊急に施行する必要がある

事業のための土地

の使用(第二百二十二

條 第二百二十四條)

第九章 手数料及び費用の負担

(第二百二十五條 第二百

二十八條)

第十章 訴訟及び訴訟(第二百二十

九條 第三百三十四條)

第十一章 雑則(第三百三十五條 第

四百四十條)

第十二章 罰則(第四百四十一條 第

四百四十六條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、公共の利益と

なる事業に必要な土地等の収用又

は使用に關し、その要件、手續及

び効果並びにこれに伴う損失の補

償等について規定し、公共の利

益の増進と私有財産との調整を圖

り、もつて国土の適正且つ合理的

な利用に寄與することを目的とし

る。

(土地の収用又は使用)

第二條 公共の利益となる事業の用

に供するため土地を必要とする場

合において、その土地を当該事業

の用に供することが土地の利用上

適正且つ合理的であるときは、こ

の法律の定めるところにより、こ

れを収用し、又は使用することが

できる。

(土地を収用し、又は使用するこ

とができる事業)

第三條 土地を収用し、又は使用す

ることができる公共の利益となる

事業は、左の各号の一に該当する

ものに関する事業でなければなら

ない。

一 道路法(大正八年法律第五十

八号)による道路若しくは道路

の附属物、道路運送法(昭和二

十六年法律第 号)による一般

自動車道若しくは一般自動車道

送事業の用に供する専用自動車

道又は一般公共の用に供する駐

車場

二 河川法(明治二十九年法律第

七十一号)が適用され、若しく

は適用される河川その他公共の

利害に關係のある河川又はこれ

らの河川に治水若しくは利水の

目的をもつて設置する堤防、

護岸、ダム、水路、貯水池その

他の施設

三 砂防法(明治三十年法律第二

十九号)による砂防設備又は河

法が準用される砂防のための施

設

四 運河法(大正三年法律第十六号)による運河の用に供する施設

五 園、地方公共団体又は土地改良区(土地改良区連合を含む)以下同じが設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

六 園、都道府県又は土地改良区が土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)によつて行ふ客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

七 日本国有鉄道が日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第三條第一項各号に掲げる業務の用に供する施設又は日本郵船公社が日本郵船公社法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二十七條各号に掲げる業務の用に供する施設

八 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第一條第一項若しくは第二項の規定による地方鉄道、同條第三項の規定による索道、一般の需要に応じ旅客若しくは物品を運送するもの又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道若しくは同法が准用される無軌道車の用に供する施設

九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業の用に供する施設

十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)による漁港施設

十一 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識又は水路警備法(昭和二十五年法律第二百二号)による水路測

十二 園が設置する航路保安施設(飛行場を含む)
十三 気象、海象、地震又は、水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
十四 園が電波監視のために設置する無線方位又は電波の写の測定装置

十五 園又は地方公共団体が設置する電氣通信設備
十六 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)による放送事業の用に供する放送設備
十七 公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)による公益事業の用に供する電氣工作物又はガス工作物

十八 水道條例(明治二十三年法律第九号)による水道又は下水道法(明治三十三年法律第三十二号)による下水道の用に供する施設
十九 市町村が消防法(昭和二十三年法律第八十六号)によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館(同法第四十二條に規定する公民館類似施設を除く)若しくは博物館又は図書館法(昭和二十五年法律第十八号)による図書館(同法第二十九條に規定する図書館同種施設を除く)

二十三 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設又は職業安定法(昭和二十二年法律第四十二号)による公共職業指導所

二十四 園、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合若しくは同連合会若しくは同済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、保健所法(昭和二十二年法律第一号)による保健所若しくは医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による公的医療機関又は検疫所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)による火葬場
二十六 居宅法(明治三十九年法律第六十二号)による居宅又は(一)敷居処理等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)による(二)敷居処理場

二十七 汚物掃除法(明治三十三年法律第三十一号)による公共溝きよ、公共便所、じんかい焼却場その他汚物掃除に関する施設

二十八 中央卸売市場法(大正十一年法律第三十二号)による中央卸売市場
二十九 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)による国立公園事業

三十 園又は地方公共団体が建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十八條第一項の規定による住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し貸貸し、又は譲渡する目的で行ふ五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 園又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験場その他直接その事務又は事業の用に供する施設
三十二 園又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 前各号の一に掲げるものに關する事業のために欠くことができない道路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上能率を必要とする職員詰所又は宿舎その他施設
又又は使用することができ(る土地等の制限)

第四條 この法律又は他の法律によつて、土地等を收用し、又は使用することができ(る事業の用に供する土地等)は、特別の必要がなければ、收用し、又は使用することができない。

第五條 土地の收用又は使用(権利の收用又は使用)
第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限すること、又は、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができ(る)

一 地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利

二 鉱業権

三 温泉を利用する権利
2 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらの物件に關する所有権以外の権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合において、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができ(る)

3 土地、河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのものに關係のある漁業権、入漁権その他河川の敷地又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限すること、又は必要且つ相当である場合において、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができ(る)

4 土地、河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三條各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのものに關係のある漁業権、入漁権その他河川の敷地又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限すること、又は必要且つ相当である場合において、この法律の定めるところにより、これらの権利を收用し、又は使用することができ(る)

あつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、建設大臣にその旨を報告し、建設大臣の要求があつた場合においては、事業の認定に関する書類の写を送付しなければならない。
3 建設大臣は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知し、第十八條第二項第一号から第四号までに掲げる書類の写を送付しなければならない。
4 事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。
（事業の認定に関する処分を行う機関の特例）
第二十七條 起業者は、左の各号の一に該当するときは、建設大臣に對して事業の認定を申請することができる。この場合においては、起業者は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
一 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき。
二 都道府県知事が第十八條の規定による事業認定申請書を受領した日から三月を経過しても事業の認定に関する処分を行わな

らかじめ都道府県知事の意見を聞いた上で、都道府県知事に対して相当な期間を定めて、事業の認定に関する処分を行うことを命ずることができ。
4 建設大臣は、都道府県知事が前項の規定によつて命ぜられた期間内に処分を行わないとき、又は同項の規定によつて処分を行うことを命ずることが適當でないとき、認めるときは、都道府県知事及び起業者にあらかじめ自ら事業の認定に関する処分を行うことを通知した上で、自ら事業の認定に関する処分を行うことができる。
5 前項の規定による建設大臣の通知を受けた後においては、都道府県知事は、当該事件につき事業の認定に関する処分を行うことができな。
6 都道府県知事は、第二項又は第四項の規定によつて建設大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合において、既に開かれた公聴会の記録、既に提出された利害関係人の意見書等当該事業の認定に係る処分を行うために必要な書類があるときは、直ちに、これらの書類を建設大臣に送付しなければならない。
7 第二項又は第四項の規定によつて建設大臣が自ら事業の認定に関する処分を行う場合においては、建設大臣は、事業の認定に関する処分を行うための手続その他の行為が都道府県知事が既に行つたものを省略することができる。
（事業の認定の拒否及び再審査）
第二十八條 建設大臣又は都道府県

知事は、事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。
2 建設大臣が事業の認定を拒否したとき（前條第二項の規定によつて行つた処分において拒否した場合を除く）は、起業者は、その通知を受けた日から二週間以内に、建設省令で定める様式に従い、事業の認定の再審査を建設大臣に申請することができる。
3 建設大臣は、前項の規定による事業の認定の再審査の申請を受領したときは、これを審査し、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、再審査の申請が理由がないと認めるときは事業の認定を拒否し、理由があると認めるときは事業の認定をしなければならない。
（事業の認定の失効）
第二十九條 起業者が第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年以内第三十一條の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、事業の認定は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。
（事業の廃止又は変更）
第三十條 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を收購し、又は使用する必要がなくなつたときは、起業者は、遅滞なく、起業地を管理する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。この場合において、そ

の事由の発生が第三十三條の規定による土地細目の公告の後にあるときは、土地所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
2 都道府県知事は、前項前段の規定による届出を受け取つたときは、事業の全部又は一部の廃止又は変更があつたことを都道府県知事が定める方法で告示するとともに、直ちに、その旨を建設大臣に報告しなければならない。
3 都道府県知事は、第一項前段の規定による届出がない場合においても、起業者が事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したために土地を收購し、又は使用する必要がなくなつたことを知つたときは、あらかじめ起業者の事情を聴取した上で、前項に規定する告示及び報告をしなければならない。
4 事業の認定は、前二項の規定による告示があつた日から将来に向つて、その効力を失う。
第四章 收購又は使用の手続
第一節 土地細目の公告及び協議
（土地細目の公告の申請）
第三十一條 起業者は、土地を收購し、又は使用しようとするときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、第二十九條に規定する期間内、都道府県知事に土地細目の公告を申請しなければならない。
2 第三十九條の規定によつて土地細目の公告が効力を失つた後においても、前項の規定によつて更に

土地細目の公告の申請をすることをお勧めない。
（土地細目の公告の申請書）
第三十二條 起業者は、前條の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、起業地を管理する都道府県知事に提出しなければならない。
一 第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示の写
二 收購し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目
三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所
2 前項第三号に掲げる事項に関して起業者が過失がなくして知ることができないものについては、同項の規定による申請書に記載することを要しない。
（土地細目の公告及び通知）
第三十三條 都道府県知事は、第三十一條の規定による申請があつたときは、遅滞なく、前條第一項第二号に掲げる事項を都道府県知事が定める方法で公告するとともに、同項第三号に掲げる土地所有者及び関係人にこれを通知しなければならない。
（土地の保全）
第三十四條 前條の規定による土地細目の公告があつた後においては、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、公告があつた土地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。
2 都道府県知事は、土地の形質の変更について起業者の同意がある

場合又は土地の形質の変更が必
の防止その他正當な事由に基き必
要があると認められる場合に限
り、前項の規定による許可をする
ものとする。

(土地物件調査)

第三十五條 第三十三條の規定によ
る土地細目の公告があつた後は、
起業者又はその命を受けた者若し
くは委任を受けた者は、申業の準
備のため又は第三十六條第一項に
規定する土地調査及び物件調査の
作成のために、その土地又はその
土地にある工作物に立ち入つて、
これを測量し、又はその土地及び
その土地若しくは工作物にある物
件を調査することができる。

2 前項の規定によつて土地又は工
作物に立ち入らうとする者は、立
ち入らうとする日の立日前まで
に、その日時及び場所を当該土地
又は工作物の占有者に通知しなけ
ればならない。

3 第十二條第三項及び第四項、第
十三條並びに第十五條第一項、第
三項及び第四項の規定は、第一項
の場合に準用する。この場合にお
いて、第十二條第三項中「前條第
三項」とあり、又は第十三條及び
第十五條第一項中「第十一條第三
項」とあるのは、「第三十五條第一
項」と、第十二條第三項及び第四
項中「又ははかき、さく等で囲まれ
た土地」とあるのは、「若しくははか
き、さく等で囲まれた土地又は工
作物」と、同條第三項、第十三條
及び第十五條第一項中「土地」とあ
り、又は同條第三項中「土地又は
隙空地」とあるのは、「土地又は工作

物」と、第十五條第二項中「証票及
び都道府県知事の許可証(起業者
が困である場合を除く。）」とあり、
又は同條第三項中「証票又は許可
証」と、若しくは、第四項中「証票
及び許可証」とあるのは、「証票」と
読み替へるものとする。

(土地調査及び物件調査の作成)
第三十六條 第二十三條の規定によ
る土地細目の公告があつた後、起
業者は、土地調査及び物件調査を
作成し、これに署名押印しなけれ
ばならない。

2 前項の規定により土地調査及び
物件調査を作成する場合におい
て、起業者は、土地所有者及び関
係人(起業者が過失がなくして知
ることができない者を除く。以下こ
の箇において同じ。)を立ち合わせ
た上、土地調査及び物件調査に署
名押印させなければならない。

3 前項の場合において、土地所有
者及び関係人のうち、土地調査及
び物件調査の記載事項が真実でな
い旨の異議を有する者は、その内
容を当該調査に附記して署名押印
することができる。

4 第二項の場合において、土地所
有者及び関係人のうちに同項の規
定による署名押印を拒んだ者又は
署名押印することができない者が
あるときは、起業者は、市町村長
の立会及び署名押印を求められ
ばならない。この場合において、
市町村長は、当該市町村の吏員を
立ち合わせ、署名押印させること
ができる。

府県知事は、起業者の申請によ
り、当該都道府県の吏員のうちか
ら立会人を指名し、署名押印させ
なければならない。

6 前二項の規定による立会人は、
起業者又は起業者(對し第六十一
條第一項第二号から第四号までの
規定に關する限り)である者
であつてはならない。

(土地調査及び物件調査の記載事
項)
第三十七條 前條第一項に規定する
土地調査には、收用し、又は使用
しようとする土地について、左に
掲げる事項を記載し、実測平面図
を添付しなければならない。

一 土地の所在、地番、地目及び
地積並びに土地所有者の氏名及
び住所
二 收用し、又は使用しようとし
る土地の面積
三 土地に關して権利を有する者
の氏名及び住所並びにその権利
の種類及び内容
四 調査を作成した年月日

2 前條第一項に規定する物件調査
には、收用し、又は使用しよう
とする土地にある物件について、左
に掲げる事項を記載しなければならない。

一 物件がある土地の所在、地番
及び地目
二 物件の種類及び数量並びにそ
の所有者の氏名及び住所
三 物件に關して権利を有する者
の氏名及び住所並びにその権利
の種類及び内容
四 調査を作成した年月日

5 その他必要な事項
3 物件が建物であるときは、前項
に掲げる事項の外、建物の種類、
構造、床面積等を記載し、実測平
面図を添付しなければならない。

4 土地調査及び物件調査の様式
は、建設省令で定める。
(土地調査及び物件調査の効力)
第三十八條 起業者、土地所有者及
び関係人は、第三十六條第三項の
規定によつて異議を附記した者が
その内容を述べた場合を除くの外、
前二條の規定によつて作成され
た土地調査及び物件調査の記載
事項の真否について異議を述べ
ることができない。但し、その調査
の記載事項が真実に反しているこ
とを立証するときは、この限りで
ない。

(土地細目の公告の失効)
第三十九條 起業者が第三十三條の
規定による土地細目の公告があつ
た日から一年以内に第四十一條の
規定による裁決の申請をしないこ
とは、土地細目の公告は、期間満
了の日の翌日から将来に向つて、
その効力を失う。

(協議)
第四十條 第三十三條の規定による
土地細目の公告があつた後、起業
者は、その土地について権利を取
得し、又は消滅させるため土地所
有者及び関係人と協議しなければ
ならない。
(協議の不調又は不能)
第四十一條 前條の規定による協議
が成立しないとき、協議をすること
ができないとき又は第四百十九條
の規定によつて協議の確認が拒否

されたため申業の進行が妨げられ
るときは、起業者は、第三十三條
の規定による土地細目の公告があ
つた日から一年以内に限り、收用
し、又は使用しようとする土地が
所在する都道府県の收用委員会に
收用又は使用の裁決を申請するこ
とができる。

第二節 收用委員会の裁決
(裁決申請書)
第四十二條 起業者は、前條の規定
によつて收用委員会の裁決を申請
しようとするときは、建設省令で
定める様式に従い、裁決申請書に
左に掲げる事項を添付して、これ
を收用委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書並びに起業地及び
事業計画を表示する図面
二 市町村別に左に掲げる事項を
記載した書類
イ 收用し、又は使用しようとし
る土地の所在、地番及び地
目
ロ 收用し、又は使用しようとし
る土地の面積並びにその土
地にある物件の種類及び数量
(土地又は物件が分割される
ことになる場合においては、
その全部の面積、物件の数量
等を含む。)

ハ 土地を使用しようとする場
合においては、その方法及び
期間
ニ 土地所有者及び関係人の氏
名及び住所
ホ 損失補償の見積及びその内
容
ヘ 收用又は使用の時期

三 土地調査及び物件調査の記載
事項の真否について異議を述べ
ることができない。但し、その調査
の記載事項が真実に反しているこ
とを立証するときは、この限りで
ない。

三 第三十六條の規定による土地調書及び物件調書又はこれらの

四 土地所有者及び関係人との協

調書の経過説明書

2 第三十二條第二項の規定は、前

項第三十二條に掲げる事項の記載に

ついて準用する。

(裁決申請書の欠陥の補正)

第四十三條 第十九條の規定は、前

條の規定による裁決申請書及びそ

の添附書類の欠陥の補正について

準用する。この場合において、「前

條」とあるのは「第四十二條」とし

「事業認定申請書」とあるのは「裁

決申請書」と、「建設大臣又は都道

府県知事」とあるのは「收用委員

会」と読み替へるものとする。

(裁決申請書の送付及び経過)

第四十四條 收用委員会は、第四十

二條第一項の規定による裁決申請

書及びその添附書類を受理したと

きは、前條において準用する第十

九條第二項の規定により裁決申請

書を却下する場を除くの外、市町

村別に当該市町村に關係がある部

分の空を当該市町村長に送付する

とともに、添附書類に記載されて

いる土地所有者及び関係人に裁決

の申請があつた旨の通知をしなけ

ればならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け

取つたときは、直ちに、裁決の申

請があつた旨及び第四十二條第一

項第二号イに掲げる事項を公告

し、公告の日から二週間その書類

を公衆の縦覧に供しなければなら

ない。

3 市町村長は、前項の規定による

公告をしたときは、遅滞なく、公

告の日の收用委員会に報告しなけ

ればならない。

(土地所有者及び関係人等の意見

書の提出)

第四十五條 前條第二項の規定によ

る公告があつたときは、土地所有

者及び関係人は、同條の縦覧期間

内に、收用委員会に意見書を提出

することができる。但し、縦覧期

間が経過した後において意見書が

提出された場合においても、收用

委員会は、相当の理由があると認

めるときは、当該意見書を受理す

ることができる。

2 前條第二項の規定による公告が

あつたときは、その公告があつた

土地及びこれに関する権利につ

いて差押、仮差押又は仮処分をし

た者その他損失の補償の決定によつ

て権利を害される虞のある者(以

下「関係人」と総称する)は、收

用委員会の審理が終るまでは、自

己の権利が影響を受ける限度にお

いて、損失の補償に関する收用委

員会に意見書を提出することがで

きる。

(審理手続の開始)

第四十六條 收用委員会は、第四十

二條第二項に規定する縦覧期間を

経過した後、遅滞なく、審理を開

始しななければならない。

2 收用委員会は、審理を開始する

場合においては、起業者、第四十

二條第一項の規定による裁決申請

書の添附書類に記載されている土

地所有者及び関係人並びに前條の

規定によつて意見書を提出した者

に、あらかじめ審理の期日及び場

所を通知しなければならない。

(却下の裁決)

第四十七條 起業者の申請が左の各

号の一に該当するときその他この

法律の規定に違反するときは、收

用委員会は、裁決をもつて申請を

却下しなければならない。

一 申請に係る事業が第二十六條

第一項の規定によつて告示され

た事業と異なるとき。

二 申請に係る事業計画が第十八

條第二項第一号の規定によつて

事業認定申請書に添附された事

業計画書に記載された計画と著

しく異なるとき。

(收用又は使用の裁決)

第四十八條 收用委員会は、前條の

規定によつて申請を却下する場合

を除くの外、左に掲げる事項につ

いて裁決しなければならぬ。

一 收用する土地の区域又は使用

する土地の区域並びに使用の方

法及び期間

二 損失の補償

三 收用又は使用の時期

四 その他この法律に規定する事

項

2 收用委員会は、前項第一号に掲

げる事項については、第四十二條

第一項の規定による裁決申請書の

添附書類によつて起業者が申し立

てた範囲内、且つ、事業が必要

な限度において裁決しなければな

らない。但し、第七十六條第一項

又は第八十一條第一項の規定によ

る請求があつた場合においては、

その請求の範囲内において裁決す

ることができる。

3 收用委員会は、第二項第二号に

掲げる事項については、第四十二

條第一項の規定による裁決申請書

の添附書類並びに第四十五條若し

くは第六十三條第二項の規定によ

る意見書又は第六十五條第一項第

一号の規定に基いて提出された意

見書によつて起業者、土地所有

者、関係人及び準関係人が申し立

てた範圍をこえて裁決してはなら

ない。

(裁決事項の一部の先決)

第四十九條 收用委員会は、審理を

円滑に進めるために必要があり、

且つ、前條第一項第一号に掲げる

事項について同項第二号から第四

号までに掲げる事項と分離して判

断するに適當な時期であると認

めるときは、審理の途中におい

て、同項第一号の事項について決

定をもつて、あらかじめこれを定

めることができる。

2 前條第二項本文の規定は、前項

の規定による決定に準用する。

3 第一項の規定による決定があつ

たときは、起業者、土地所有者及

び関係人は、決定があつた事項に

ついては、第六十三條の規定にか

かわらず、收用委員会の審理にお

いて意見を述べ、又は意見書を提

出することができる。但し、第

七十六條第一項又は第八十一條第

一項の規定による請求については、

この限りでない。

(和解)

第五十條 收用委員会は、審理の途

中において、何時でも、起業者、

土地所有者及び関係人に、和解を

勧めることができる。

2 收用し、又は使用しようとする

土地の全部又は一部について起業

者と土地所有者及び関係人の全員

との間に第四十八條第一項各号に

掲げるすべての事項に関して和解

がとつた場合において、その

和解の内容が第七章の規定に適合

するときは、收用委員会は、起業

者、土地所有者及び関係人の申請

により、和解調書を作成すること

ができる。

3 前項の和解調書には、第四十八

條第一項各号に掲げるすべての事

項を記載し、收用委員会の会長及

び和解調書の作成に加つた委員

並びに起業者、土地所有者及び関

係人が、これに署名押印しなけれ

ばならない。

4 和解調書の正本には、收用委員

会の印章を押し、これを起業者、

土地所有者及び関係人に送達しな

ければならない。

5 第三項の規定による和解調書が

作成されたときは、この法律の適

用については、第四十八條第一項

の規定による收用又は使用の裁決

があつたものとみなす。この場合

において、起業者、土地所有者及

び関係人は、和解の成立及び内容

を争うことができない。

第五章 收用委員会

第一節 組織及び権限

(設置)

第五十一條 この法律に基く権限を

行うため、都道府県知事の所轄の

下に、收用委員会を設置する。

2 收用委員会は、独立してその職

権を行う。

(組織及び委員)

- 第五十二條 收用委員会は、委員七人をもつて組織する。
- 2 收用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。
- 3 委員及び予備委員は、法律、経済行政に關してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、そのうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。
- 4 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならぬ。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しななければならない。
- 6 委員及び予備委員は、非営動とする。

(委員の任期)

- 第五十三條 委員及び予備委員の任期は、三年とする。
- 2 委員に欠員が生じたときは、予備委員のうち先順位者が、就任するものとする。
- 3 前項の規定による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の欠格事項)

- 第五十四條 左の各号の一に該当する者は、委員及び予備委員となることができない。
- 一 禁治産者若しくは禁禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(身分保護)

- 第五十五條 委員及び予備委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。
- 一 收用委員会の議決により心身の故障のため職務の執行ができなかつたとき。
- 二 收用委員会の議決により職務上の義務違反その他委員たるに不適しな非行があると認められたとき。

(身分保護)

- 2 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しななければならない。
- 3 委員及び予備委員が前項各号の一に該当するに至つたときは、当然失職するものとする。

(会長)

- 第五十六條 收用委員会に会長を設ける。
- 2 会長は、委員のうちから委員が互選する。
- 3 会長は、收用委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(給與)

- 第五十七條 委員及び予備委員は、都道府県の條例で定めるところにより、給與を受ける。
- (收用委員会の職務)
- 第五十八條 收用委員会の職務は、都道府県知事が定める当該都道府県の局部において処理する。
- (收用委員会の運営)
- 第五十九條 この法律又はこの法律に基く條例に規定する事項を除くの外、收用委員会の会議その他運営に必要な事項は、收用委員会が定める。

第一節 会議及び審理

- (会議及び議決)
- 第六十條 收用委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 收用委員会は、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができない。
- 3 收用委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 收用委員会が第五十五條第一項各号の規定による議決をする場合においては、前項の規定にかかわらず、本人を除く委員の一致がなければならない。

(委員の除斥)

- 第六十一條 左の各号の一に該当する者は、委員として收用委員会の会議若しくは審理に加わり、又は議決をすることができない。

一 起業者、土地所有者及び関係人

- 二 起業者、土地所有者及び関係人の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人及び保佐人
- 三 起業者、土地所有者及び関係人である地方公共団体の長並びに副知事及び助役
- 四 合名会社、合資会社、株式会社、有限会社その他の法人が起業者、土地所有者及び関係人である場合において、当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式会社及び当該有限会社の取締役及び監査役その他当該法人の理事、監事その他これらに準ずる職務権限を有する者

二 委員のうち一人以上が前項の規定に該当するため委員の数が減少して、会議を開き、審理を行い、又は議決をすることができないときは、予備委員が就任の順位に従つて、会長の指名により臨時に補充されるものとする。

- 第六十二條 收用委員会の審理は、公開しなければならない。但し、收用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。
- (意見を述べたる権利等)
- 第六十三條 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添附書類又は第四十五條第一項の規定によつて提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項について、第六十五條第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、收用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができない。
- 2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に關する事項については、收用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができない。
- 3 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類により、若しくは第四十五條第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は前二項の規定によつて意見書の内容を証明するために、收用委員会に対して資料を提出すること、必要な参考人を詢問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を实地に調査することを申し立てることができ
- 4 起業者、土地所有者及び関係人は、審理において收用委員会が第六十五條第一項の規定による処分によつて出頭を命じた参考人又は鑑定人を自ら審問することを申し立てることができる。
- (会長の審理指揮権)
- 第六十四條 收用委員会の審理の手續は、会長が指揮する。
- 2 会長は、起業者、土地所有者及び関係人が述べたる意見、申立、審

間その他の行為が既に述べた意見又は申立と重複するとき、裁決の申請に係る事件と関係がない事項にわたるときその他相当でないと思ふときは、これを制限することができ。

3 会長は、收用委員会の公正な審理の進行を妨げる者に対しては、退場を命ずることができる。
(審理又は調査のための権限等)

第六十五條 收用委員会は、第六十三條第三項の規定による申立が相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができ。
一 起業者、土地所有者若しくは関係人又は参考人に出頭を命じて審問し、又は意見書若しくは資料の提出を命ずること。
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
三 收用委員会の委員又は收用委員会の職務を処理する職員をして現地について土地又は物件を調査させること。

2 前項第三号の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を実地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならぬ。
3 前項に規定する証票の様式は、建設省令で定める。
4 第一項第二号の規定による鑑定人は、第六十一條第一項各号の一に該当する者であつてはならぬ。

5 第一項の規定による鑑定人又は参考人に対しては、條例で定めるところにより、旅費及び手当を給する。
(裁決及び決定の会議等)

第六十六條 收用委員会の裁決及び決定の会議は、公開しない。
2 裁決及び決定は、文書によつて行ひ、裁決書及び決定書には、その理由及び成立の日を附記し、会長及び会議に加つた委員は、これに署名押印しなければならない。
3 裁決書及び決定書の正本には、收用委員会の印章を押し、これを起業者、土地所有者及び関係人に送達しなければならない。
(審理及び裁決の合同)

第六十七條 第四十一條の規定による裁決の申請があつた場合において、收用が二以上の都道府県の区域にわたるため、関係收用委員会がそれぞれ裁決するに適當でないとき、又は起業者の申立があり、且つ、関係收用委員会がその申立を相当と認めるときは、関係收用委員会は、協議により、合同して審理し、裁決することができる。
2 前項の規定によつて関係收用委員会が合同して審理し、裁決する場合においては、会長の職務を行つる者は、関係收用委員会の会長の互選によつて定め、その会議及び審理は、それぞれの收用委員会の委員が三人以上出席してこれを行わなければならない。
3 第一項の規定により関係收用委員

員が合同して裁決は、この法律の適用については、それぞれの收用委員会が、その裁決の申請に係る收用し、又は使用しようとする土地の全部についてした裁決とみなす。
4 收用委員会が合同して審理し、裁決する場合の手続については、前二項に規定するものを除くの外、第四十條から第五十五條まで及びこの節の規定によつて起業者、土地所有者、関係人又は準関係人が收用委員会に提出すべき意見書は、関係收用委員会に提出すれば足りる。
第六章 損失の補償
第一節 收用又は使用に因る損失の補償
(損失を補償すべき者)

第六十八條 土地を收用し、又は使用することによつて土地所有者及び関係人が受ける損失は、起業者が補償しなければならない。
(個別補償の原則)

第六十九條 損失の補償は、土地所有者及び関係人に、各人別にしなければならない。但し、各人別に見損ることが困難であるときは、この限りでない。
(損失補償の方法)

第七十條 損失の補償は、金銭をもつてするものとする。但し、替地の提供その他補償の方法について、第八十二條から第八十六條までの規定により收用委員会の裁決があつた場合は、この限りでない。

(補償額算定の時期)

第七十一條 損失は、收用委員会の收用又は使用の裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。
(土地の收用の損失補償)

第七十二條 收用する土地に対しては、近傍類地の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならない。
(土地の使用の損失補償)

第七十三條 使用する土地に対しては、その土地及び近傍類地の地代、借賃等を考慮して相当な価格をもつて補償しなければならない。この場合において、使用の方法が土地の形質を變更し、当該土地を原状に復することを困難にするものであるときは、これによつて生ずる損失をきわめて補償しなければならない。
(現地補償)

第七十四條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を收用し、又は使用することによつて、残地の価格が減少し、その他残地に關して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。
(工事の費用の補償)

第七十五條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を收用し、又は使用することによつて、残地に通路、みそ、かき、さく、その他工造物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

(現地收用の請求權)

第七十六條 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を收用することに因つて、現地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、土地所有者は、その全部の收用を請求することができる。
2 前項の規定によつて收用の請求がされた現地又はその上にある物件に關して權利を有する関係人は、收用委員会に対して、起業者は、業務の執行に特別の支障がなく、且つ、他の関係人の權利を著しく限りに關して、従前の權利の存続を請求することができる。
(移転料の補償)

第七十七條 收用し、又は使用する土地に物件があるときは、その物件の移転料を補償して、これを移転させなければならない。この場合において、物件が分割されることとなり、その全部を移転しなれば従来利用して目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の全部の移転料を請求することができる。
(移転困難な場合の收用請求權)

第七十八條 前條の場合において、物件を移転することが著しく困難であるときは、又は物件を移転することに因つて従来利用して目的に供することが著しく困難となるときは、その所有者は、その物件の收用を請求することができる。
(移転料多額の場合の收用請求權)

第七十九條 第七十七條の場合にお

る。

いて、移転料が移転しなければならぬ物件に相当するものを取得するに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の收用を請求することができる。

(物件の補償)

第八十條 前二條の規定によつて物件を收用する場合において、收用する物件に対しては、近傍同種の物件の取引価格等を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならぬ。

(土地の使用に代る收用の請求)

第八十一條 土地を使用する場合において、土地の使用が三年以上にわたるとき、土地の使用に因つて土地の形質を変更するとき、又は使用しようとする土地に土地所有者の所有する建物があるときは、土地所有者は、その土地の收用を請求することができる。但し、空閑又は地下を使用する場合で、土地の通常の用法を妨げないときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて收用の請求がされた土地に關して権利を有する関係人は、收用委員会に對して従前の権利の存続を請求することができる。

3 收用委員会は、前項の規定による請求があつたときは、第四十八條第一項の規定による裁決において、左に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 在統する権利
二 第四十二條第一項の規定による使用の裁決申請書の添附書類によつて起業者が申立てた範圍内で、且つ、事業に必要な限度において、前号の権利の行使を制限する方法及び期間
三 関係人が前号の規定による権利の制限に因つて受ける損失の補償

第八十二條 土地所有者又は関係人(賃借及び抵当権を有する者を除く。以下この條及び第八十三條において同じ)は、收用される土地又はその土地に關する所有権以外の権利に對する補償金の全部又は一部に代えて土地又は土地に關する所有権以外の権利(以下「替地」と總稱する)をもつて、損失を補償することを收用委員会に要求することができる。

(替地による補償)

2 土地所有者又は関係人が起業者の所有する特定の土地を指定して前項の規定による要求をした場合において、收用委員会は、その要求が相当であり、且つ、替地の譲渡が起業者の事業又は業務の執行に支障を及ぼさないと認めるときは、替地による損失の補償の裁決をすることができる。

3 土地所有者又は関係人が土地を指定しないで、又は起業者の所有に屬しない土地を指定して第一項の規定による要求をした場合において、收用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、起業者に對して替地の提供を勧告することができる。

4 前項の規定による勧告に基いて起業者が提供しようとする替地について、土地所有者又は関係人が同意したときは、收用委員会は、

替地による損失の補償の裁決をすることができる。

5 第三項の規定による勧告があつた場合において、国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地で、公用又は公共用に供し、又は供するものと決定したものの以外のものである(以下「替地」として相当と認められるものがあるときは、その譲渡のあつた旋を收用委員会に申請することができる)。

6 前項の規定による申請があつた場合において、收用委員会は、その申請を相当と認めるときは、国又は地方公共団体に對し、替地として相当と認められるものの譲渡を勧告することができる。

7 起業者が提供すべき替地は、土地の地目、地積、土質、水利、權利の内容等を総合的に勘案して、従前の土地又は土地に關する権利に照衡するものでなければならぬ。

(耕地の造成)
第八十三條 土地所有者又は関係人は、前條第一項の規定による要求をする場合において、收用される土地が耕作を目的とするものであるときは、その要求にあわせて、收用される土地又はその土地に關する所有権以外の権利に對する補償金に代る範圍内において、同條第七項の規定の趣旨により、替地となるべき土地について、起業者が耕地の造成を行ふことを收用委員会に要求することができる。

2 收用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるとき

は、工事の内容及び工事完了すべき時期を定めて、耕地の造成による損失の補償を替地による損失の補償にあわせて裁決することができる。

3 前項の場合において、起業者が国以外の者であるときは、收用委員会は、必要があると認めるときは、同時に起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならぬ旨の裁決をすることができる。

4 前項の規定による担保は、收用委員会が相当と認める金銭又は有価証券を供託することによつて、提供することとする。

5 起業者が工事完了すべき時期までに工事を完了しないときは、土地所有者又は関係人は、收用委員会の確認を得て前項の規定による担保の全部又は一部を取得する。この場合において、起業者は、收用委員会の確認を得て耕地の造成による損失の補償の義務を免かれるものとする。

6 起業者は、工事を完了したときは、收用委員会の確認を得て第四項の規定による担保を取りもどすことができる。

7 前二項の規定による担保の取得及び取りもどしに關する手続は、建設省令で定める。

(工事の代行による補償)
第八十四條 第七十五條の場合において、起業者、土地所有者又は関係人は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を行うことを收用委員会に要求することができる。

2 收用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、移転の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

(移転の代行による補償)
第八十五條 第七十七條に規定する場合において、起業者又は物件の所有者は、移転料の補償に代えて、起業者が当該物件を移転することを收用委員会に要求することができる。

2 收用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、移転の代行による損失の補償の裁決をすることができる。

(宅地の造成)
第八十六條 第七十七條の規定により建物を移転しようとする場合において、移転先の土地が宅地以外の土地であるときは、土地所有者又は関係人は、第七十二條から第七十四條まで及び第八十八條の規定による損失の補償の一部に代えて、起業者が宅地の造成を行ふことを收用委員会に要求することができる。

2 收用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、工事の内容を定めて宅地の造成による損失の補償の裁決をすることができる。

(請求、要求の方法)

第七十七條 第七十六條から第七十九條まで並びに第八十一條第一項及び第二項の規定による請求、第八十二條第一項、第八十三條第一項、第八十四條第一項、第八十五條第一項及び前條第一項の規定による要求は、第四十五條第一項若しくは第六十三條第二項の規定による意見書又は第六十五條第一項第一号の規定に基いて提出する意見書によつてしなければならない。

(運搬受ける損失の補償)

第八十八條 第七十二條から第七十五條まで、第七十七條及び第七十八條に規定する損失の補償の外、離作料、營業上の損失、建物の移転による資材の損失その他土地を敷用し、又は使用することに依つて土地所有者又は関係人が通常受ける損失は、補償しなければならない。

(損失補償の制限)

第八十九條 土地所有者又は関係人は、第三十三條の規定による土地細目の公告の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。

2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置がもつたら補償の増加のみを目的とする認められるときは、都道府県知事は、前

項に規定する承認をしてはならない。

2 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第三十四條第一項の規定による許可を受けるときは、第一項の規定による承認があつたものとみなす。
(起業利益との相殺の禁止)
第九十條 同一土地所有者に既する一団の土地の一部を敷用し、又は使用する場合において、当該土地を敷用し、又は使用する事業の施行に因つて該地の利益が增加し、その他該地に利益が生ずることがあつても、その利益を敷用又は使用に因つて生ずる損失と相殺してはならない。

第二節 測量、事業の廃止等による損失の補償

第九十一條 第三十一條第三項、第三十四條又は第三十五條第一項の規定により土地又は工作物に立ち入つて測量し、調査し、又は障害物を仮除することに因つて損失を生じたときは、起業者は、損失を受けた者に對して、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後においては、請求することができない。
(事業の廃止又は変更等による損失の補償)
第九十二條 第三十三條の規定による土地細目の公告があつた後、起業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、第三十

九條の規定に因つて事業の認定が失効し、又は第九十條の規定により裁決が失効したことに因つて土地所有者又は関係人が損失を受けるときは、起業者は、これを補償しなければならない。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。
(敷用し、又は使用する土地以外の土地に関する損失の補償)
第九十三條 土地を敷用し、又は使用(第九十二條第二項又は第九十三條第二項の規定によつて使用する場合を含む。)して、その土地を事業の用に供することに因り、当該土地及び該地以外の土地について、道路、みぞ、かき、さく、その他の工作物を新築し、改築、増築し、若しくは修繕し、又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、起業者は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この條において「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。

この場合において、起業者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、起業者が当該工事を代行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

(前三條による損失の補償の裁決)
第九十四條 前三條の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者(前條第一項に規定する工事をする者を必要とする者を含む。以下この條において同じ。)とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、收用委員会の裁決を申請することができる。

3 前項の規定による裁決を申請し、よとする者は、建設省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した裁決申請書を收用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 事業の種類
- 四 損失の事案
- 五 損失の補償の見積及びその内訳

六 協議の経過

第九十九條の規定は、前項の規定による裁決申請書の欠陥の補正について準用する。この場合において、前條とあるのは「第九十四條第三項」と、「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「收用委員会」と読み替へるものとする。

5 收用委員会は、第三項の規定による裁決申請書を受理したときは、前項において準用する第九十九條第二項の規定により裁決申請書を却下する場合を除くの外、第三項の規定による裁決申請書及び裁決申請書に記載されている相手方

を通知した上で、審理を開始しなければならない。

6 第五十條及び第五十五條第二項(第六十三條第一項及び第六十七條を除く。)の規定は、收用委員会が前項の規定によつて審理する場合に準用する。この場合において、第五十條、第六十一條第一項、第六十二條第二項から第四項まで、第六十四條第二項及び第六十六條第三項中「起業者、土地所有者及び関係人」とあり、又は第五十條第二項中「敷用し、又は使用し、よとする土地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員とあるのは、裁決申請者及び第三項中「第四十八條第一項各号に掲げるすべての事項」とあるのは「損失の補償及び補償をすべき時期」と、同條第五項中「第四十八條第一項の規定による敷用又は使用の裁決」とあるのは「第九十四條第八項の規定による裁決」と、第六十三條第三項中「第四十二條第一項の規定による裁決申請書の添附書類に、若しくは第四十五條第一項の規定により申し立てた事項又は前第三項」とあるのは「第九十四條第三項の規定による裁決申請書により申し立てた事項又は前項」と、第六十五條第一項第一号中「起業者、土地所有者若しくは関係人」とあるのは「裁決申請者若しくはその相手方」と、第六十六條第一項及び第二項中「裁決及び決定とあるのは、裁決」と、同條第二項及び第三項中「裁

10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に因しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、收用委員会の会長が付與する。

12 前項の規定による執行文付與に關する異議についての裁判及び更

7 收用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

8 收用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償すべき時期に於て裁決しなければならない。

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三條第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から三十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。

10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に因しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、收用委員会の会長が付與する。

12 前項の規定による執行文付與に關する異議についての裁判及び更

7 收用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

8 收用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償すべき時期に於て裁決しなければならない。

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三條第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から三十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。

10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に因しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、收用委員会の会長が付與する。

12 前項の規定による執行文付與に關する異議についての裁判及び更

7 收用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

8 收用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償すべき時期に於て裁決しなければならない。

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三條第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から三十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。

10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に因しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、收用委員会の会長が付與する。

12 前項の規定による執行文付與に關する異議についての裁判及び更

7 收用委員会は、第二項の規定による裁決の申請がこの法律の規定に違反するときは、裁決をもつて申請を却下しなければならない。

8 收用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償すべき時期に於て裁決しなければならない。

9 前項の規定による裁決に対して不服がある者は、第三百三十三條第一項の規定にかかわらず、裁決書の正本の送達を受けた日から三十日以内に、損失があつた土地の所在地の裁判所に対して訴を提起しなければならない。

10 前項の規定による訴の提起がなかつたときは、第八項の規定によつてされた裁決は、強制執行に因しては、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百五十九條第三号の規定による債務名義とみなす。

11 前項の規定による債務名義について執行力ある正本は、收用委員会の会長が付與する。

12 前項の規定による執行文付與に關する異議についての裁判及び更

に執行文付與についての裁判は、收用委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

第七條 收用又は使用の効果（補償の拂渡又は供託等）

第九十五條 収業者は、收用又は使用の時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金の拂渡、耕地の譲渡及び引渡、第八十五條第二項の規定に基く物件の移転の代行又は第八十六條第二項の規定に基く宅地の造成をしなければならない。

2 収業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、收用又は使用の時期までに補償金を供託することができ

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができな

二 収業者が過失がなく、補償金を受けるべき者を確知することができな

三 収業者が收用委員会の裁決した補償金額に対して不服がある

四 収業者が差押又は仮差押により補償金の拂渡を妨げられたとき

3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、収業者は、自己の見積金額を拂渡し、裁決による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 収業者は、左の各号に掲げる場合においては、第一項の規定にか

わらず、收用又は使用の時期までに耕地を供託することができ

一 耕地を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は耕地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき

二 収業者が差押又は仮差押により耕地の譲渡又は引渡を妨げられたとき

5 収業者は、裁決で定められた工事を完了すべき時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る第八十三條第二項の規定に基く耕地の造成又は第八十四條第二項の規定に基く工事の代行をしなければならない

（担保の供託）

第九十六條 第四十八條第二項の規定による裁決に係る第八十三條第四項（第八十四條第三項において準用する場合を含む）以下第九十七條及び第九十八條において同様の規定に基く金額又は有価証券の供託は、收用又は使用の時期までにしなければならない

（供託の方法）

第九十七條 第八十三條第四項並びに第九十五條第二項及び第三項の規定による金額又は有価証券の供託は、收用し、又は使用しようとする土地の所在地の供託所にしなければならない

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一條及び第八十二條の規定は、第九十五條第四項の規定による耕地の供託について準用する

3 収業者は、前項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金、耕地又は担保を取得すべき者に通知しなければならない

（土地若しくは物件の引渡又は物件の移転）

第九十八條 土地所有者及び関係人その他收用し、又は使用しようとする土地又はその土地にある物件に關して権利を有する者は、收用又は使用の時期までに、収業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない

（土地若しくは物件の引渡又は物件の移転の代行及び代執行）

第九十九條 前條の場合において左の各号の二に該当するときは、市町村長は、収業者の請求により、土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転すべき者に代つて、土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない

一 土地若しくは物件を引渡しし、又は物件を移転すべき者がその責に擔することができない事由に因りその業務を履行することができないとき

二 収業者が過失がなく、土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき

2 前條の場合において、土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転すべき者がその業務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても收用若しく

は使用の時期までに完了する見込がないときは、都道府県知事は、収業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら業務者のなすべき行為を、又は第三者をしてこれをさせることができる

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、業務者及び収業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の範圍内で、業務者が収業者から受けるべき補償金を業務者に代つて受けることができる

4 収業者が前項の規定に基く補償金の全部又は一部を都道府県知事に支拂つた場合においては、この法律の適用については、収業者が都道府県知事に支拂つた金額の限度において、収業者が土地所有者又は関係人に補償金を支拂つたものとみなす

5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二條の規定にかかわらず、収業者から徴収するものとす

（收用又は使用の失効）

第一百條 収業者が收用又は使用の時期までに、第四十八條第一項の規定による裁決に係る補償金の拂渡若しくは供託、耕地の譲渡及び引

譲り受けは、第八十五條第二項の規定に基き、物件の移転の代行の提供、第八十六條第二項の規定に基き、宅地の造成の提供又は第八十三條第四項の規定に基き、金銭若しくは有価証券の供託をしないときは、第四十八條第一項の規定による救済委員会の裁決は、その効力を失ふ。

(権利の取得、消滅及び制限)

第二百一條 土地又は物件を収用するときは、起業者は、収用の時期において、当該土地又は物件の所有権を取得し、当該土地又は物件に関するその他の権利は、消滅する。但し、第七十六條第二項の規定に基き請求に係る裁決で保存権を認められた権利については、この限りでない。

2 土地を使用するときは、起業者は、使用の時期において、当該土地を使用する権利を取得し、当該土地に関するその他の権利は、使用の期間中は、行使することができない。但し、裁決で認められた方法による当該土地の使用を妨げない権利については、この限りでない。

(第八十二條第三項の規定による裁決の効果)

第二百二條 第八十二條第三項の規定に基き、裁決で保存権を認められた権利は、前節第一項本文の規定にかかわらず、消滅しない。

2 第八十一條第三項の規定に基き、裁決で保存権を認められた権利の行使に対する制限の方法及び期間が定められたときは、この法律の適用については、当該権利の使用の

用については、当該権利の使用の裁決があつたものとみなす。

(危険負担)

第二百三條 収用又は使用の裁決があつた後、収用し、又は使用するべき土地又は物件が土地所有者又は関係人の責に歸することができない事由に因つて滅失し、又は損害したときは、その滅失又は損害に因る損失は、起業者の負担とする。

(担保物権と補償金又は替地)

第二百四條 先取特権、質権若しくは抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合においては、これらの権利は、その目的物の収用又は使用に因つて債務者を受けるべき補償金又は替地に對しても行うことができる。但し、その補償金又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(返還及現状回復の義務)

第二百五條 起業者は、土地を使用する場合には、その期間が満了したとき、又は事業の廃止、変更その他の事由に因つて使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその承継人に返還しなければならぬ。

2 起業者は、前項の場合において、土地所有者の請求があつたときは、土地を原状に復しなければならぬ。但し、当該土地が第七十三條後段の規定によつて補償されたものであるときは、この限りでない。

(買受権)

第六百六條 収用の時期から十五年以内、事業の廃止、変更その他の事由に因つて起業者が、収用した土地の全部若しくは一部が不用となつたとき、又は収用の時期から五年を経過しても収用した土地の全部を事業の用に供しなかつたときは、収用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人(以下「買受権者」と稱する)は、当該土地が不用となつた時期から五年又は収用の時期から十五年のいずれが短い時期までに、起業者が不用となつた部分の土地又は事業の用に供しなかつた土地及びその土地に関する所有権以外の権利に對して支拂つた補償金に相當する金額を起業者に起供して、その土地を買受けることができる。但し、第七十六條第一項の規定によつて収用した残地は、その残地に接収する部分が不用となつたときでなければ買受けることができない。

第三者に對して對抗することができ、
(買受の消滅)
第六百七條 前條第一項に規定する不用となつた土地又は事業の用に供しなかつた土地があるときは、起業者は、遅滞なく、その旨を買受権者に通知しなければならぬ。但し、起業者が過失がなく買受権者を通知することができないときは、その土地が存する地方の新聞紙に、通知すべき内容を少くとも一月の期間において三回公告しなければならぬ。

2 買受権者は、前項の規定による通知を受けた日又は第三回の公告があつた日から六月を経過した後においては、前條第一項の規定にかかわらず、買受権を行使することができない。

第八章 収用又は使用に関する特別手続
第一節 収用委員会の調停
(調停の申立)
第六百八條 第四百十條の規定によつて協議を開始し、又は第四十一條の規定によつて裁決を申請した後、協議の成立又は第四十八條第一項の規定による裁決があるまでは、起業者は、何時でも、土地の全部又は一部について権利を取得し、又は消滅させるために、すべての土地所有者及び関係人の同意を得て、収用委員会調停を申立てることができる。

(意見の聴取)
第百十一條 調停委員は、期日定めて、起業者、土地所有者、関係人又は参考人の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

(調停案の作成及び勧告)
第百十二條 調停委員は、適當と認めるとき、全委員の一致をもつて調停案を作成し、これを起業者、土地所有者及び関係人に示し、相當と認める期限を附してその意見を勧告しなければならない。

(調停案の受理)
第百十三條 起業者、土地所有者及び関係人は、前條の規定による調停案を受理したときは、調停書を作成し、署名押印して調停委員に提出しなければならない。

(調停申立の却下及び取下)
第百十四條 調停委員は、第百八條の規定によつて調停の申立があつた日から相當な期間を経過しても調停が成立するに至らないとき、又は調停が成立する見込がないときは、調停の申立を却下することができる。

2 起業者は、第百八條の規定によつて調停の申立をした日から二月を経過しても調停が成立しないときは、調停の申立を取り下げるることができる。

3 第百十二條の規定による調停案の受理の勧告があつた場合において、同條の規定によつて調停委員が定めた期限内に、起業者、土地所有者及び関係人が調停案を受理しないときは、調停の申立を取り下げたものとみなす。

(調停の効力)
第百十五條 調停委員が第百十三條の規定による調停書を受理したときは、この法律の適用については、第百十條の規定による協議が成立したものとみなす。

第二節 協議の確立
(協議の確立の申請)
第百十六條 土地の全部又は一部に於いて起業者と土地所有者及び関係人等との間に第四十條の規定による協議が成立したときは、起業者は、第三十三條の規定による土地細目の公告があつた日から一年以内に限り、当該土地所有者及び関係人の同意を得て、当該土地の所在する都道府県の收用委員会に協議の確立を申請することができ

2 起業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、建設省令で定める様式に従い、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面を添えて、左に掲げる事項を記載した確立申請書を收用委員会に提出しなければならない。

一 協議が成立した土地の所在地、地番、地目及び面積
二 前項の土地の土地所有者及び関係人の氏名及び住所
三 協議によつて取得し、又は消滅させる権利の内容
四 権利を取得し、又は消滅させる時期
五 対価

(協議申請書の欠陥の補正)
第百十七條 第百十九條の規定は、前條第二項の規定による協議申請書の

の欠陥の補正について準用する。この場合において、「前條」とあるのは「第百十六條第二項」と、「申請書の受理したときは」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」とあるのは「收用委員会」と読み替へるものとする。

(協議の確立)
第百十八條 收用委員会は、第百十六條第二項の規定による協議申請書を受理したときは、前條において準用する第十九條第二項の規定により協議申請書を却下する場合を除く外、市町村別に当該市町村に關係のある部分の空を当該市町村長に送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による書類を受け取つたときは、直ちに、確立の申請があつた旨を公告し、公告があつた日から二週間その書類を公衆の検査に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を收用委員会に報告しなければならない。

4 第二項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の協議期間内に、收用委員会に協議の成立及び内容について、書面により、異議を申立てることができ

5 收用委員会は、第百十六條の規定による協議の確立の申請が法令の規定に違反せず、前項の規定による異議の申立がなく、又は異議の申立があつた場合において、その異議の申立が同項の規定に違反

し、若しくは理由のないことが明らかであり、且つ、協議の内容が第七章の規定に適合するときは、第百十六條第二項各号に掲げる事項について確立をしなければならない。

(協議の拒否)
第百十九條 收用委員会は、第百十六條の規定による協議の確立の申請があつた場合において、その申請が前條第五項の規定に該当しないときは、確立を拒否しなければならない。但し、異議の申立が申請に係る土地の一部に關するものであつて、他の部分に影響がないときは、その影響のない部分について、確立をしなければならない。

(確立処分的方式及び確立書の送達)
第百二十條 第六十六條の規定は、第百十八條第五項若しくは前條但書の規定による確立又は前條本文の規定による協議の拒否に準用する。この場合において、「裁決及び決定」とあるのは「確立又は協議の拒否」と、「裁決書及び決定書」とあるのは「確立書及び協議拒否書」と、起業者、土地所有者及び関係人であるのは「起業者、土地所有者、関係人及び第百十八條第四項の規定によつて異議を申し立てた利害関係人」と読み替へるものとする。

(確立の効力)
第百二十一條 第百十八條第五項又は第百十九條但書の規定による確立があつたときは、この法律の適用については、第四十八條第一項

の規定による收用又は使用の取決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内容を争ふことができない。

第三節 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用
(非常災害の際の土地の使用)
第百二十二條 非常災害に際し公共の安全を保持するために第三條各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。

但し、起業者が図であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県庁であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもちつて足り、許可を受けることを要しない。

2 前項の規定によつて使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間は、公共の安全を保持するため必要且つやむを得ないと認められる範囲をこえてはならない。

3 市町村長は、第一項本文の規定による許可をしたとき、又は同項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間

の規定による收用又は使用の取決があつたものとみなす。この場合において、起業者、土地所有者及び関係人は、協議の成立及び内容を争ふことができない。

を土地の所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

4 第一項の規定による使用の期間は、許可があつた日（同項但書の場合にあつては、市町村長に通知をした日）から六月をこえることができない。

（緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用）

第二百二十三條 収用委員会は、第四十一條の規定による裁決の申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、第四十八條第一項の規定による裁決が遅延することによつて事業の施行が延滞し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼす虞があるときは、起業者の申立により、土地の区域及び使用の方法を定め、起業者に担保を提償させた上で、直ちに、当該土地を使用することを許可することができる。

2 前項の規定による使用の期間は、六彫とする。使用の許可の期間の更新は、行ふことができない。

3 収用委員会は、第一項の規定による許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を土地の所有者及び占有者に通知しなければならぬ。

4 起業者は、第一項の場合において、土地所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を拂い渡さなければならぬ。

5 第一項の規定による使用の許可があつた後、第四十八條第一項の規定による裁決があつたときは同條第一項第三号の時期において、第四十七條の規定によつて却下の裁決があつたときはその裁決の時期において、第二項の規定による使用の許可は、第一項の規定にかかわらず、その効力を失ふ。

6 第八十三條第四項から第七項までの規定は、第一項の規定によつて提供すべき担保並びにその取得及び取りもどしについて準用する。この場合において、同條第四項中「前項」とあるのは「第二百二十三條第一項」と、同條第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは「補償の支拂を」と、同條第五項中「補償の造成による損失の補償」とあるのは「損失の補償」と読み替へるものとする。

（前二條の使用に因る損失の補償）

第二百二十四條 起業者は、第二百二十二條第一項の規定によつて土地の使用の許可を受けた場合、前條第二項の規定による使用の期間が満了した場合又は同條第五項の規定によつて使用の許可が失効した場合において、土地を使用する（一）に因つて生ずる損失を第六條第一節（第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定によつて補償しなければならぬ。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならぬ。

2 第九十四條（第六項を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。

この場合において、同條第一項「第三條」とあるのは「第二百二十四條第一項」と、同條第八項中「第六項」とあるのは「第二百二十四條第三項」として準用する。第六項」と読み替へるものとする。

3 第九十四條第六項の規定は、収用委員会が前項において準用する第九十四條第五項の規定によつて審理する場合に準用する。この場合において「第九十四條」とあるのは「第二百二十四條第二項」と読み替へるものとする。

第九節 手数料及び費用の負担

（手数料）

第二百二十五條 左の各号の一に掲げたる者は、第一号の場合にあつては事業の認定をなすべき者が建設大府であるときは別に、都道府県知事であるときは都道府県に、第二号から第五号までの場合に於ては都道府県に、一方四をこえない範囲において政令で定める額の手料を納めなければならない。但し、これらの者が因又は都道府県（政令で定める場合を除く。）であるときは、この限りでない。

一 第十八條の規定によつて事業の認定を申請する者

二 第四十一條又は第九十四條第二項（第九十四條第二項）において準用する場合を含む。）の規定によつて収用若しくは使用又は損失の補償の裁決を申請する者

三 第九十八條の規定によつて収用委員会への調査を申し立てる者

（裁決申請中の者を除く。）

四 第九十六條の規定によつて収用委員会の協議の承認を申請する者

五 他の法律の規定によつて収用委員会に裁決を求めたる者

（鑑定人等の旅費及び手当の負担）

第二百二十六條 第六十五條第五項（第九十四條第六項又は第九十四條第三項において準用する第九十四條第六項）の規定による鑑定人及び参考人の旅費及び手当は、起業者の負担とする。

（手数料、業務執行費その他の費用の負担、徴収等）

第二百二十七條 起業者、土地所有者及び関係人がこの法律又はこの法律に基き命令に規定する手続その他の行為をし、又は義務を履行するために要する費用は、それぞれその者が自ら負担しなければならない。

第二百二十八條 市町村長は、第九十九條第一項の規定により市町村長が土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を、第九十八條の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要する費用を徴収するものとする。

2 第九十九條第三項及び第四項の規定は、市町村長が前項の規定によつて費用を徴収する場合に準用する。この場合において、同條第三項中「前項第一項」とあるのは「第九十九條第一項」と、同條第四項第一項の規定により市町村長が土地

若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用」と、同項及び同條第四項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替へるものとする。

3 市町村長は、第一項に規定する費用を前項において準用する第九十九條第三項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないとき、又は、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付せざるものとする。

4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

5 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第三項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、同項の規定の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位とする。

第十章 訴訟及び訴訟

（訴訟）

第二百二十九條 都道府県知事がした事業の認定に對して利害關係を有する者が当該事業の認定について不服があるときは、第二十六條第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から二週間以内に、建設大臣に訴願することができる。

2 收用委員会の裁決に對して不服がある者は、裁決書の正本の送達を受け発日から二週間以内、建設大臣に訴願することができ、但し、損失の補償(第七十六條第一項、第七十八條及び第八十一條第一項)の規定による請求に係る裁決を除く。この場合においては、訴願することができない。

(訴願の裁決)
第二百三十條 前條第一項の規定による訴願があつた場合において、事業の認定が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は、事業の認定の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができ、

2 前條第二項の規定による訴願があつた場合において、收用委員会の裁決が法令の規定に違反し、又は不当であると認めるときは、建設大臣は、原裁決の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができ、

3 建設大臣は、前二項の規定によつて、事業の認定又は原裁決を取り消した場合において必要があるとき、又は建設大臣は、原裁決の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決をすることができ、

4 前項の規定によつて事件の差し違ひを受けた場合においては、都道府県知事は再び事業の認定に關する処分を行い、收用委員会は再び審理し、裁決しなければならぬ。この場合において、事業の認定又は裁決のため既に行つた手續その他の行為は、法令の規定に違反するものとして、事業の認定

又は原裁決の取消の理由となつたものを除き、省略することができ、

5 建設大臣は、訴願の理由がないと認めるときは、裁決をもつてこれを却下しなければならない。

6 建設大臣は、前條の規定による訴願があつた場合において、都道府県知事の事業の認定又は收用委員会の裁決に至るまでの手續その他の行為に關して違法なものであるが輕微なものであつて、事業の認定又は裁決に影響を及ぼす虞がないときは、裁決をもつて訴願を却下することができ、

第二百三十一條 建設大臣は、第二百二十九條の規定による訴願に對して、前條第一項、第二項、第五項又は第六項の規定による裁決をするときは、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならぬ。

(訴訟)
第二百三十二條 建設大臣の違法の裁決の取消又は変更を求めた訴は、裁決書の正本の送達を受けた日から二週間以内提起しなければならない。

第二百三十三條 收用委員会の裁決のうち損失の補償に關する訴は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月以内に提起しなければならない。

2 前項の規定による訴は、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人、土地所有者又は関係人であるときは起業者、それそれ被告としなければならぬ。

第二百三十四條 前條の規定による訴の提起は、事業の進行及び土地の收用又は使用を停止しない。

第十一章 雜則
第二百三十五條 この法律の規定による期間の計算方法は、訴願及び訴訟の提起の期間の計算方法を除き、民法による。但し、十二月二十九日から三十一日までの日は同法第四十二條の規定によるその他の休日となし、申請書、意見書、調停の申立及び異議の申立を郵便で差出した場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 この法律に規定する通知及び書類の送達の方法に關して必要な事項は、政令で定める。

(代理人)
第二百三十六條 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定の申請、裁決の申請、意見書の提出等この法律で定められた手續その他の行為について弁護士その他の適當な者を代理人とすることができる。

2 前項の代理人は、書面をもつて、その権限を証明しなければならない。

第二百三十七條 收用委員会の委員、予備委員調停委員の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後、同様とする。

(権利、物件及び土石砂れきの收用又は使用に關する準用規定)
第二百三十八條 第十章、第三章、第

四章、第五章第二節、第六章(第七十六條及び第八十二條を除く)、第七章(第二百二條、第二百六條及び第七十條を除く)、第八章から第十章まで及び第二百三十六條の規定は、第五條に掲げる権利若しくは第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を收用し、又は使用する場合又は第七條に規定する土石砂れきを收用する場合に準用する。但し、左の各号に掲げる規定は、準用しない。

一 第五條第一項第一号に掲げる買權若しくは抵當權、同項第二号若しくは第三号若しくは同條第二項若しくは第三項に掲げる権利又は第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を收用し、又は使用する場合

第八十二條及び第八十三條

二 第七條に規定する土地に屬する土石砂れきを收用する場合

第七十三條、第八十二條、第八十三條、第九十八條、第九十九條、第一百一條及び第一百五條

2 前項において準用するこの法律の規定中「土地所有者」とあるのは、第五條に掲げる権利を收用し、又は使用する場合においては「当該権利者」と、第六條に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を收用し、又は使用する場合においては「当該物件の所有者」と、第七條に規定する土石砂れきを收用する場合においては「当該土石砂れきの屬する土地の所有

者」と読み替へるものとし、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の讀替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる権利を收用し、又は使用する場合(第二百三十四條第一項中形質の変更(一)又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは「第五條第一項又は第三項に掲げる権利を收用し、又は使用する場合」に對しては当該権利の目的であり、その他当該権利に關する土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する権利を收用し、又は使用する場合)にあつては、「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壞又は除去」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く)中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「一権利の種類及び内容」と、第四十條及び第四十中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第二百一十條第一項中「起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有權を取

る」と読み替へるものとし、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の讀替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる権利を收用し、又は使用する場合(第二百三十四條第一項中形質の変更(一)又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは「第五條第一項又は第三項に掲げる権利を收用し、又は使用する場合」に對しては当該権利の目的であり、その他当該権利に關する土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する権利を收用し、又は使用する場合)にあつては、「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壞又は除去」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く)中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「一権利の種類及び内容」と、第四十條及び第四十中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第二百一十條第一項中「起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有權を取

る」と読み替へるものとし、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の讀替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる権利を收用し、又は使用する場合(第二百三十四條第一項中形質の変更(一)又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは「第五條第一項又は第三項に掲げる権利を收用し、又は使用する場合」に對しては当該権利の目的であり、その他当該権利に關する土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する権利を收用し、又は使用する場合)にあつては、「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壞又は除去」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く)中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「一権利の種類及び内容」と、第四十條及び第四十中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第二百一十條第一項中「起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有權を取

る」と読み替へるものとし、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の讀替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる権利を收用し、又は使用する場合(第二百三十四條第一項中形質の変更(一)又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは「第五條第一項又は第三項に掲げる権利を收用し、又は使用する場合」に對しては当該権利の目的であり、その他当該権利に關する土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する権利を收用し、又は使用する場合)にあつては、「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壞又は除去」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く)中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「一権利の種類及び内容」と、第四十條及び第四十中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第二百一十條第一項中「起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有權を取

る」と読み替へるものとし、左の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる前項において準用するこの法律の規定の讀替は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第五條に掲げる権利を收用し、又は使用する場合(第二百三十四條第一項中形質の変更(一)又は同條第二項中「土地の形質の変更」とあるのは「第五條第一項又は第三項に掲げる権利を收用し、又は使用する場合」に對しては当該権利の目的であり、その他当該権利に關する土地、河川の敷地又は水の形質の変更」と、同條第二項に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件に關する権利を收用し、又は使用する場合)にあつては、「当該権利の目的である立木、建物その他土地に定着する物件の損壞又は除去」と、第三十七條第一項(第一号及び第二号を除く)中「土地」とあるのは「権利」と、同項第一号中「土地」とあるのは「一権利の種類及び内容」と、第四十條及び第四十中「取得し、又は消滅させる」とあるのは「消滅させ、又は制限する」と、第二百一十條第一項中「起業者は、收用の時期において、当該土地又は物件の所有權を取

土地收用法施行法案
土地收用法施行法
(旧法の廃止)

第一條 土地收用法(明治三十三年法律第十九号。以下「旧法」といふ)は、廃止する。
(経過規定)

第二條 土地收用法(昭和二十六年法律第 号。以下「新法」といふ)の施行前旧法第十三條の規定によつてした事業の認定の申請は、新法第十七條の規定する区分に従い、同法第十八條の規定によつて建設大臣又は都道府県知事に対してしたものとみなす。

2 前項の規定によつて都道府県知事にしたものとみなされた事業の認定の申請については、建設大臣は、遅滞なく、関係書類を当該都道府県知事に送付しなければならない。この場合においては、新法第二十七條第一項第二号の規定の適用については、当該都道府県知事が関係書類の送付を受けた日を事業認定申請書を受領した日とみなす。

3 建設大臣又は都道府県知事は、前二項の場合において、必要があるものと認めるときは、新法第十八條第三項第四号又は第五号に掲げる書類の提出を起業者に命ずることが出来る。
第三條 新法施行の際旧法第二十四條第二項の規定によつて現に裁決の申請書及びその添付書類を公衆の縦覧に供している場合においては、当該縦覧の縦覧期間は、同項の規定にかかわらず、公告の日から二週間とする。

2 新法施行の際旧法第二十四條第二項の規定による縦覧の縦覧期間が既に満了しているが、縦覧の初日から二週間を経過していないときは、土地所有者及び関係人の意見書の提出の期間は新法第四十五條第一項の規定にかかわらず、縦覧期間の初日から二週間とする。

第四條 新法施行前に旧法第五十九條の規定によつてした損失補償の決定の申請は、新法第九十四條第二項の規定によつてした裁決の申請とみなす。この場合において、都道府県知事は、関係書類を送滞なく、収用委員会に送付しなければならない。

第五條 前三條に規定する場合を除くの外、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合には、新法の規定によつてしたものとみなす。

第六條 旧法の規定によつて収用した土地については、新法第六六條第一項本文の規定にかかわらず、その全部又は一部が事業の廃止、変更その他の事由によつて収用の時期から二十年以内になつたとき(旧法第六十六條第三項の規定により、主務大臣の認定した事業に現に供している場合を除く)は、収用の時期に土地所有者であつた者又はその包括承継人は、収用の時期から二十年以内、起業者が不用となつた部分の土地及びその土地に関する所有権以外の権利に対して支拂つた補償金に相当する金額を企業者に提供して、その土地を買ひ受けることができ

第七條 旧法第五十九條の規定による都道府県知事の決定に対する訴訟については、新法施行後も、なお旧法第八十二條第三項の規定による。

第八條 新法第五十二條第三項の規定による収用委員会の委員及び予備委員の任命のために必要な行為は、新法施行前においても行うことができる。

2 新法施行後最初に任命される委員の任期は、新法第五十三條第一項の規定にかかわらず、それぞれ二人については二年、他の三人については三年とし、最初に招集される収用委員会の会議において、くじで定める。

3 新法施行後最初に招集される収用委員会の会議は、新法第六十條第二項の規定にかかわらず、都道府県知事が招集する。
(罰則の適用)
第九條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、新法施行後も、なお従前の例による。
(土地改良区に関する経過規定)
第十條 新法施行の際現に存在する耕地整理組合及び耕地整理組合れん合会、北海道土功組合、普通水利組合及び普通水利組合れん合会は、新法第三條第五号又は第六号の規定の適用については、土地改良区とみなす。
(株式会社合資会社に関する経過規定)
第十一條 商法の一部を改正する法

律施行法(昭和二十六年法律第 号)第四十六條第三項の規定によつて株式会社合資会社が存続を認められる間においては、新法第六十一條第一項第四号中「合名会社、合資会社、株式会社、有限会社」とあるのは「合名会社、合資会社、株式会社、株式合資会社、有限会社」とし、「当該合名会社の社員、当該合資会社の無限責任社員、当該株式合資会社の取締役及び監査役」とあるは「当該合名会社の社員、当該合資会社及び当該株式合資会社の無限責任社員、当該株式合資会社の取締役及び監査役」と読み替へるものとす。
第十二條 都市計画法(次正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條中「第三條ノ規定ニ依ル都市計画ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定」を「第三條ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ認可ヲ以テ土地收用法第二十條ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定」に改める。

第十條第一項の表中
收用審査
土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)を削る。
に基く縦覧を行ふこと

第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第十九條中「收用審査会」を「收用委員会」に、「第八十二條第一項及第二項」を「第三百三十三條」に改める。
(建設省設置法の一部改正)
第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「土地收用法第二十二條第一項」を「土地收用法第四十條」に改め、同條第二項中「收用審査会」を「收用委員会」に改める。
(奈良住宅地区改良法の一部改正)
第十三條 奈良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)の一部を次のように改める。
第十六條中「土地收用法第十二條ノ規定ニ依ル事業ノ認定」を「土地收用法第二十條ノ規定ニ依リ建設大臣ノ為シタル事業ノ認定」に、「土地收用法第十四條ノ規定ニ依ル公告」を「土地收用法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル告示」に改める。

第十七條第二項中「收用審査会」を「收用委員会」に改める。
第十九條中「收用審査会」を「收用委員会」に、「第八十二條第一項及第二項」を「第三百三十三條」に改める。

第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第十九條中「收用審査会」を「收用委員会」に、「第八十二條第一項及第二項」を「第三百三十三條」に改める。
(建設省設置法の一部改正)
第十四條 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

土地收用法(昭和二十六年法律第 号)に改める。
(日本国有鉄道法の一部改正)
第十六條 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改める。

月二十五日、提案者より提案理由の説明を聴取いたしました。引続き質疑を行いました。その質疑応答の詳細については速記録に譲ることとしたし

議院に際し、本法案の重要性に顧みずして、学識経験者として金沢東大教授、收用者側より立花園鉄施設局長、被收用者側より江戸川沿岸の森塚玉郎、宝珠花村長を参考人として招致いたしました意見を聞いたのであります。各参考人の陳述を要約いたしますと、本法案は現行法よりもきわめて民主化されているので、一刻もすみやかに本法案を施行されたいという要望が多かつたのであります。ただ裁定その他の手続に時間がかかると、時宜を失するおそれがあるから、法の運用にあたっては迅速の確なことが特に留意されなければならぬ旨の希望が述べられました。

次に委員と提案者との間にいろいろわきまの質疑のおもなる点をあげますと、第一に、土地收用委員会は地方にのみ設けられ、中央には委員会が設けられないが、收用の裁定が適正に実施できるかという質疑が対して、中央における裁定等については、事業の認定の要件について法文中に明記してあるとともに、関係行政機関の意見の聴取及び公聴会等を行うことを規定しているのが適正にできるとの答弁がありました。第二に、土地收用の裁定にあたって、土地調整委員会の意見に支配されることはないかとの質疑に対して、法文中に土地調整委員会の意見を聞く旨規定してあるのは、同委員会の要項に基くものであつて、もちろん両者の意見が対立した場合には建設大

臣に裁定権がある旨の答弁がありました。かくして討論に入り、共產党を代表して池田家雄雄より反対の討論が代表り、次いで採決の結果、多数をもつて可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義治) 討論の通告があり、これを許します。池田家雄雄君。
(池田家雄雄君登壇)
○池田家雄雄君 私は、日本共産党を代表して、一言簡単に反対の理由を表明したいと思つております。

茨城県の小貝川と申しますと、昨年大水害で有名な川であります。この小貝川が大利根に注ぎ込む川口をつけかえることによつて小貝川の水害がなくしようという計画は、数年前からあるのですが、これを実行に移すためには非常な困難があるのであります。それは、この工事によつて土地をとられる地元民の猛烈な反対であります。この工事計画には、おおよそ三つの案がありました。A案、B案、いづれも地元民の反対によつて実現できず、最後案として建設省が決定いたしましたものは、布川という町の半分は水底に沈めてしまふところの背割堤状という計画であります。この決定が発表せらるるや、町民の反対の機運は極度に高まりました。町長を先頭に、布川の町を守るためには町民の血潮の最後の一滴まで闘おうという悲壯な決意を固めておるようなわけでございます。

このようなことは、全国各地に見られるところでありまして、たとえは山形県のあるダム建設工事でも、湖底に没する村の人々が猛烈な反対をやつて

おられます。多分自由党の池田正之輔君が期成同盟会長でありまして、湖底の村の方の側に立つて土地收用に反対しているのが社会党の土林君であつたらうかと思つております。だから社会党も、この法案に無批判に賛成するのではなくして、大いに反対してほしいと思つた次第なのであります。

こういふような問題を根本的に解決するためには、一体どうすればよいのか、この問題は、きわめて重要な政治的課題でございます。今回提出されましたこの土地收用法は、この重要な課題に対する回答になつてゐるかどうか。全然なつておりません。まず、土地收用委員会が原知事の任命制であり、教はわずかに七人、このうち三人の出席があれば、どんな決定でもすることができるようになつておられます。都道府県会の閉会中は、知事は議会の同意なしに委員を任命することができるようになつておられます。従つて知事は、いかなる決定でも一方的に遂行できるようになつてゐるのであります。小貝川下流の住民諸君などは、このことを聞いただけで憤激することは明らかであります。

この收用委員会が損失補償の問題も決定するのでありますが、しからばどういふ基準で損失を補償するかと申しますと、きりめて決然と規定されていけません。すなわち第七十二條には、「收用する土地に対しては、近傍類似地の取引価格を考慮して、相当な価格をもつて補償しなければならぬ」とあります。私は、提案者並びに政府委員に対し、近傍類似地の取引価格」とあるが、陸地の取引価格とい

ものが一体あるのか、あるとすれば一体幾らなのだと、こういう質問をいたしましたところが、政府委員は、現在の賃貸価格の四十八倍であつておられます、こう言つたのです。固定資産税の課税標準でも、畑が賃貸価格の一千八十倍です。田は九百倍になつておられます。それなのに、賃貸価格の四十八倍で收用するんではないですか、これはもう実にはかけた値段です。こういう安い値段で土地を收用するということを聞いたならば、全国の農民諸君は、おそろくあきれものが言えないでございましょう。それが第七十二條でいふところの「相当な価格」であります。

しかも、この補償金に對しまして、政府は税金をとつておられます。この法律は、明らかに、こういう補償金は免税にするという規定を設けなければならぬはずなのに、こういう法律であります。ですから、今後河川改修やダムの建設で土地をとられる人々が反對しても、これを非難したり弾圧することは、今の政府にはできないはずで、これを強行せんとするものが自由党の政府であるならば、自由党は明らかに私有財産を否認する政党であるといわなければならぬ。(笑聲)
この法律は、このように收用委員会が決定した安い価格で自由に土地を收用できるようになつてゐるのであります。そうして、もし関係者がその決定に反對の場合には、補償金を供託し、收用すべき土地にかわる替地を供託することによつて、土地所有者がいやだと言つても、一方的にその土地を取上げ、使用することができるようになつてゐるのであります。私は、この法律

が現行法よりも民主的になつたという理由を、ただの「一かけも発見すること」ができません。人民大衆は、今の政府では自分らの生活を守つてもらうことは不可能だということは知つておられます。布川町の町民が言つておられます。補償金を幾らと云つたところで、補償金をもらつて他に転住した人々が、今どんな暮らしをしてゐるか、それを見たら、何といつても反對せすにはおられない、こう言つてゐるのであります。これこそ人民大衆の日常の経験から体得し、本能的にほとほとしり出た政府への反抗の言葉であると思つておられます。これは明らかに政治の根本をついた大衆の言葉であらうと思つておられます。資本主義社会では、絶対にこの大衆の要求を満足させることができません。人間による人間の搾取の機構を全人民の手に移した社会主義社会のみが、この大衆の要求を満足させることができるのであります。(拍手)
政府は、この法律によつて、今後大的に国土の軍事基地化を押し進めて行くのであります。そうして、なつかしいふるさとを、美しい宝の土地を追われた人々は、生計の道を求めて、かつての朝鮮や満州の人たちのように流亡の民とならなければならぬのであります。共產党は、かかる困窮の植民地化、軍事基地化に命をかけて反對し、土地をとられるものに対しては、政府は大衆の要求通り、完全かつ無期限にその生活を保障せよということを強く要求いたしました。本法案に反對するものであります。(拍手)
○議長(林義治) これにて討論は結局いたしました。

場合には券面額に改め、同項第十六号中「種類及び枚数」を「額面無類の別、種類及び枚数」に改め、同條第二項中「商法第四百七十九條第二項を」を「商法第四百七十九條第一項に改め、」

第六條第二項中「売出券面額」を「売出券面額の総額」に改める。
第三十八條第三項第三号及び第二十九條第三号中「資本金額」を「資本の額又は出資の総額」に改める。

第四百十一條第一項第四号中「券面額及び発行枚数」を「額面無類の別、発行枚数及び券面額がある場合には券面額」に改める。
第四百八十八條第一項及び第二項中「種類及び枚数」を「額面無類の別、種類及び枚数」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。
2 改正前の証券取引法第五條第一項第七号、第二十八條第二項第三号及び第二十九條第三号の規定は、株式会社合資会社については、この法律施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案に対する修正案
商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案に対する修正案

に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。
第七條の次に次の二條を加える。
（相互銀行法の改正）
第八條 相互銀行法（昭和二十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第五條の見出し及び同條中「資本金額」を「資本の額」に改める。
第九條第二号中「資本金額」を「発行する株式の総額又は資本の額」に改める。

第十條中「資本金及び準備金（準備金、積立金、基金その他名称の如何を問はず利益のうちから積み立てられたものであつて、且つ、株主助成に属するものを含む。）」を「資本及び準備金（準備金、積立金、基金その他名称の如何を問はず利益のうちから積み立てられたものであつて、且つ、株主助成に属するものを含む。）」に改める。

第二十條中「銀行法」の下に「第三條ノ二（無類面株式の発行の禁止）」を、「財務諸表、一の下に「計算書類附屬明細書、株主の報酬等権利の行使を加える。
附則第四項中「前項」を「附則第三項に、附則第六項中「第七項」を「第八項に改め、附則第四項を第五項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律（昭和二十六年法律第 号）施行後は、同法による改正後の商法（昭和二十六年法律第 号）の規定は、第八條ノ三の規定は既存無効

会社についても適用し、旧法第四條中「資本金十万元以上ニシテ拂込金額五万円」とあるのは「資本ノ額十万元以上」と読み替へるものとする。
（信用金庫法の改正）
第九條（信用金庫法（昭和二十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。
第二十四條第六項中「第二百三十九條第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第五項、第二百四十七條から第二百五十三條まで」を、「第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條」に改める。
第三十五條を次のように改める。
（理事の責任）
第三十五條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に對し連帶して損害賠償の責任を負ふ。
2 理事がその職務を行つたとき、その理事は、第三者に對し連帶して損害賠償の責任を負ふ。重要な事項につき第三十七條第一項に掲げる事項に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記をすれば、公告をしたときも同様とする。
3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。
第二十六條の見出し中「閣議を」を「閣議等」と改め、同條第一項中「及び

總會」と並びに總會及び理事会に改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條の見出し中「閣議を」を「閣議等」と改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條を次のように改める。

（商法等の準用）
第三十九條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との關係）、第二百五十八條第一項（取締役の退任の場合の処置）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴及及び第二項（取締役に対する訴及及び第二項）の責任の解除）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任）並びに商法第二百五十四條ノ二（取締役の選任）、第二百六十一條から第二百六十五條（取締役会社間の取引）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十五條、商法第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百五十九條から第二百六十條ノ三まで（取締役会の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七條第二項」と読み

替へるものとする。
第四十條第一項中「金庫は、」の下に「理事会の決議により、」を加える。
第四十一條第三項中「理事」を「理事会」に改める。
第四十二條を次のように改める。
（通常總會の招集）
第四十二條 通常總會は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならぬ。
第四十三條第一項を次のように改め、同條第二項中「理事は、」を「理事会は、」に、「二十日以内」を「臨時總會を招集しなければならぬ」と改め、同條第三項中「臨時總會を招集すべきことを決しなければならぬ。」に改める。
臨時總會は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。
第四十四條を次のように改める。
（役員による總會の招集）
第四十四條 前條第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に理事が總會招集の手続をしないときは、大蔵大臣の認可を受け、總會を招集することができる。理事の職務を行つ者がない場合において、会員が總會員の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。
第四十九條を次のように改め

總會」と並びに總會及び理事会に改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條の見出し中「閣議を」を「閣議等」と改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條を次のように改める。

總會」と並びに總會及び理事会に改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條の見出し中「閣議を」を「閣議等」と改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條を次のように改める。

總會」と並びに總會及び理事会に改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條の見出し中「閣議を」を「閣議等」と改め、同條第三項中「閣議の下」又は「閣議」を加える。
第三十七條を次のように改める。

(商法の適用)

第四十九條 總會については、商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(總會の議事録)、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條(總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條第一項、第二百三十二條とあるのは、信用金庫法第四十五條と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、信用金庫法第四十八條と読み替へるものとする。

第六十一條中「第四百四條から第四百六條まで」を「第四百四條から第四百六條まで及び第四百八條から第四百十一條まで」に、及び非訟事件手続法を「並びに非訟事件手続法」に改める。
第六十四條を次のように改める。
(商法等の準用)
第六十四條 金庫の解散及び清算については、商法第十六條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百三十一條、第四百七三條から第四百七十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の場合)、並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第

三十七條ノ二、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條までの清算の監督)の規定を、金庫の清算人については、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第四十四條まで並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)、第六十五條(取締役会社間の取引)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは、信用金庫法第六十四條において準用する同法第三十七條第二項と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発覚株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ當リ株式ノ有スル株主」とあるのは、総会委員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル會員」と読み替へるものとする。

官報号外 昭和二十六年六月二日 衆議院會議第四十五号 議長報告

しくは第六十四條において準用する商法第六十條ノ三を加え、(總會)を削る。
同條第八号中「開會の下に」若しくは「開會」を加える。
同條第九号中「第二百七十四條」を「第二百七十四條第二項」に改め、
同條第十号中「、第四十三條第二項又は第四十四條」を削る。
同條第九号を第十号とし、以下同條第一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。
九 第三十九條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
○小山長規君(賛成) たいま議題となりました商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
この法案は、商法の一部を改正する法律が七月より施行されることに伴ひ、銀行法、貯蓄銀行法、信託業法、担保附債法、無擔業法、銀行等の債券発行等に関する法律及び証券取引法の七法律中、商法を準用してゐる規定等に所要の改正を加へるとともに、金融機關の特殊性にかんがみ、

無額面株式の発行を禁止し、また株主の会計帳簿書類の閲覧または謄写に関する規定の適用を排除する等、商法の若干の規定に特別を設けることとしたやうとするものであります。
この法案に關しましては、五月二十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、審議を行つたのであります。が、本一日、自由党より修正案が提出されました。修正案の要点は、相互銀行法及び信用金庫法につきましても、右と同様、商法の改正に伴う所要の改正を行おうとするものであります。次いで討論採決に入りましたところ、田中幹之進委員は社会党を代表して反対の旨討論されました。引続き修正案及び修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて修正議決されました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○藤原 議員 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正でありました。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○藤原 議員 起立多数。よつて本案を委員長の報告の通り決しました。(拍手)
明日は会期終了日でありませんが、午後一時より本會議を閉じます。本日はこれにて散會いたします。午後二時二十五分散會

出府政府委員 大蔵省理財局長 酒井 俊彦君 建設政務次官 渡邊 良夫君 建設省管理局長 藤江 操一君

朗読を省略した報告
一、昨五月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。民事調停法
商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律
商法の一部を改正する法律施行法
非訟事件手続法の二部を改正する法律
有限会社法の二部を改正する法律
商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律
保険業法の二部を改正する法律
船主相互保険組合法の二部を改正する法律
生活保護法の二部を改正する法律
弁護士法の二部を改正する法律
地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律
一、昨五月三十一日本院は全国選挙管理委員会委員及び同予備委員を次の通り指名議決し、その旨衆議院に通知した。
全国選挙管理委員会委員
井原 達君(船野善吉君の補欠)
同予備委員
大 正男君(井原達君の補欠)
一、昨五月三十一日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は電波監理委員会委員に上村伸一君を任命することに同意しないと議決した旨の通知書を受領した。
一、昨五月三十一日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は日本放送協会経営委員会委員に大原總一郎君、宇野英美君及び西澤太郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、昨五月三十一日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は電波監理委員会委員に上村伸一君を任命することに同意しないと議決した旨の通知書を受領した。
一、昨五月三十一日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は日本放送協会経営委員会委員に大原總一郎君、宇野英美君及び西澤太郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、昨五月三十一日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は電波監理委員会委員に上村伸一君を任命することに同意しないと議決した旨の通知書を受領した。

